

永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和6年12月17日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第33号

永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(令和2年永平寺町規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給料表

単位：円

職種	号給	給料月額
単純労務職	1	166,500
	2	167,700
	3	168,800
	4	169,900
	5	171,200
	6	172,400
	7	173,600
	8	174,800
	9	175,800
	10	177,000
	11	178,300
	12	179,500
	13	180,600
	14	181,800

	15	183,100
	16	184,400
	17	185,700
	18	187,400
	19	189,100
	20	190,800
	21	192,500
	22	194,200
	23	195,800
	24	197,400
	25	199,000
	26	200,500
	27	202,000
	28	203,500
	29	205,000
	30	206,500
	31	208,000
	32	209,500
	33	211,000

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この規則の施行の際、改正後の永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。